

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と同日は、休日は、翌日)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中

人事課	人事係・給与係・能率係
-----	-------------

に、

◆規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

目 次

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十六号

消費生活係・物価対策係

に、

健康対策課

衛生統
防係

活安定対策室

を

県民生活課

特別医療課 法定医療係・特別医療係

を削り、

生

係・更生係・老人
調査係・補償係

に、
婦人児童課

を

児童家庭課

に改め、

保護係・更生係・老人福祉係
調査係・補償係

を

婦人青少年室

に、
厚生援護課

社会係・保護
福祉係・特別医療係

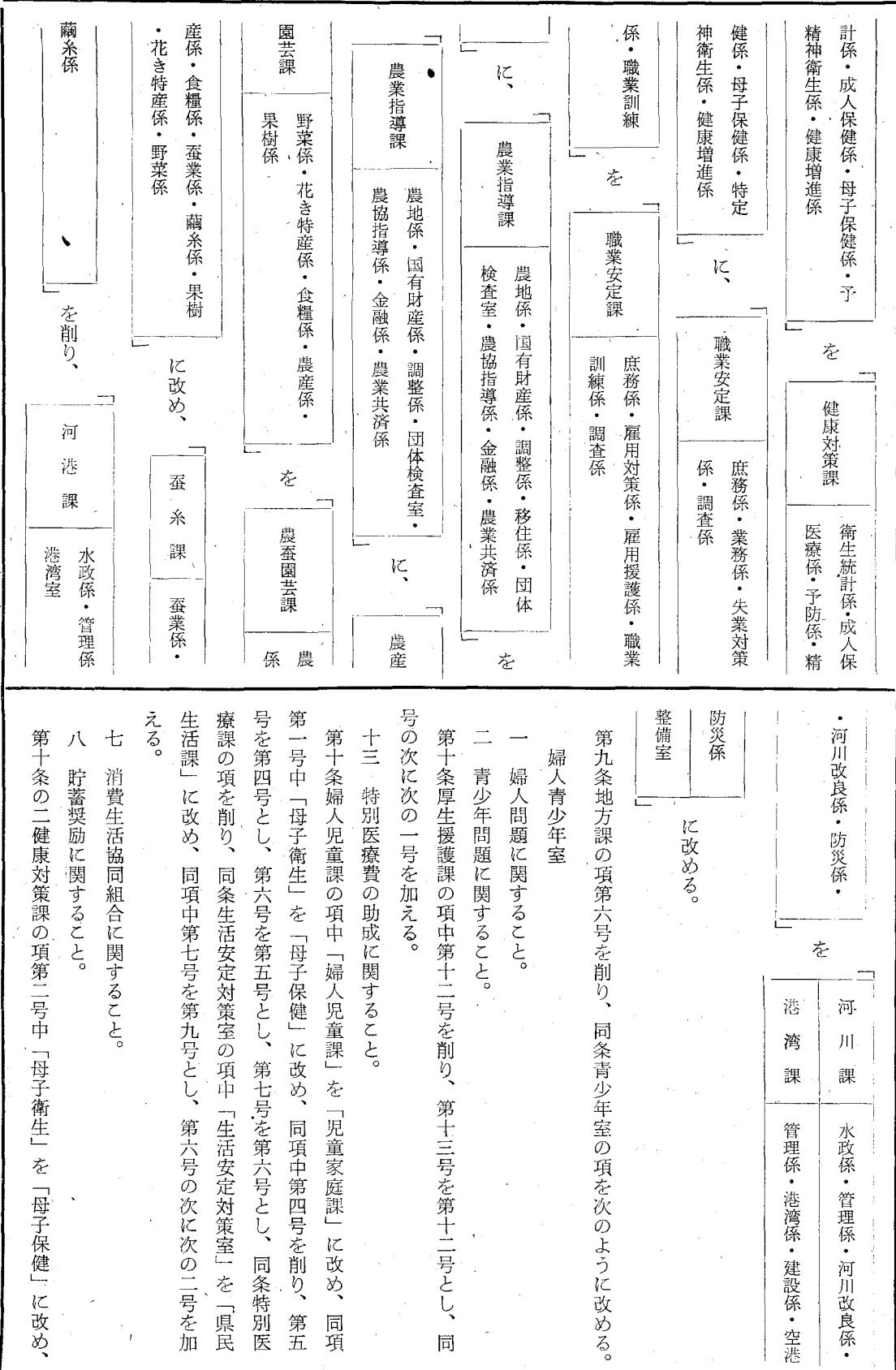
青少年室
を

婦人青少年室
に、
厚生援護課

社会係・保護
福祉係・特別医療係

を

社会係・保護
福祉係・特別医療係



第九条地方課の項第六号を削り、同条青少年室の項を次のように改める。

に改める。

一 婦人問題に關すること。
二 青少年問題に關すること。
第十條厚生援護課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 特別医療費の助成に關すること。

第十条婦人兒童課の項中「婦人兒童課」を「児童家庭課」に改め、同項第一号中「母子衛生」を「母子保健」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同條特別医療課の項を削り、同條生活安定対策室の項中「生活安定対策室」を「県民生活課」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加

七 消費生活協同組合に関すること。

第十条の二健康対策課の項第二号中「母子衛生」を「母子保健」に改め、

第十四号を第十七号とし、第三号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ
第二号の次に次の三号を加える。

四 身体障害児童の育成医療に関すること。 五 結核児童の療育に関すること。

第十二条 農産園芸課の項を次のように改める。

二 食糧農産物に関すること。
食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の施行に関すること。

三 養蚕に關すること。

五 蚕業改良普及事業に關すること。

六 園芸農産物及び工芸作物に関すること。
七 農業試験場、蚕業試験場、果樹試験場、

業指導所、蚕業技術員養成所及び果樹技術講習所に関する事。

第十二条蚕糸課の項を削る。

第十三条都市計画課の項第六号及び第七号を削り、同項河港課の項中「河港課」を「河川課」に改め、同項第一号中「及び港湾」を削り、同項第二号中「及び運河」を削り、「工事」の下に「(港湾課の主管に属するものを除く。)」を加え、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「埋立て」の下に「(港湾課の主管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第九号中「土木灾害事務」を「建設灾害事務」に改め、同号を同項第

兒童課

八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、同項の次に港湾課の項として次のように加える。

港灣課

二 海岸保全区域の維持管理及び工事に関すること

接区域及び港湾区域の定めのない港湾の水域に係るものに限る。次号において同じ。)。

三 公有水面の埋立てに關すること。
四 港湾災害事務の取りまとめに關す。

五 空港の整備、管理その他航空運送に関すること。
六 会員登録すること。

七 境港管理組合との連絡調整に関すること。

第十八条の表中――青少年室――を――婦人青少年室

鳥取県地方誌

清著譜

兒童課

鳥取県砂対策
審議会

本的かつ総合的

鳥取県砂対策

議會

調査審議及び閲

鳥取県地方洪
湾審議会

十六号) 第一条

741

審議会条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第)

の規定による県が管理する重要港湾及び地方

要事項の調査審議に関する事務

十四年法律第二百九十三条号)第八条第一項及び

による水防計画その他水防に関する重要事項の

係機関に対する意見の陳述に関する事務

河港課

を

鳥取県砂対策
審議会

鳥取県境港市防災行政連絡所

境港市

議会条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第三
の規定による砂の安定供給の確保に関する基
な施策の調査審議に関する事務

水防法(昭和二十四年法律第二百九十三条号)第八条第一項及び

第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の

調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務

河川課

市	境港市
米子市、境港市、 西伯郡及び日野郡	

に改める。

第三十条中「市町村」を「市町村等」に改める。

第三十八条第二項総務課の項第五号中「消費生活協同組合及び」を削る。
第一百七十七条第一項中「及び作業技術科」を「、作業技術科及び試験地」

に改め、同条に次の二項を加える。

2 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

鳥取県地方港湾審議会条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第
十六号)第一条の規定による県が管理する重要港湾及び地方

港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務

港湾課

に改める。

第二十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五

号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 関東商況等の調査及び情報連絡に関する事務。

第二十六条第一項中「、農産部及び分室」を「及び農産部」に改め、同

条第二項を削る。

第二十八条第四号及び第五号を削る。

第二十九条の表中

鳥取県境港市防災行政連絡所

境港市

鳥取県西部広域行政管理組合防災行政連絡所

米子

市	境港市
米子市、境港市、 西伯郡及び日野郡	

市	境港市
米子市、境港市、 西伯郡及び日野郡	

を

名 称	位 置
鳥取県果樹試験場河原試験地	八頭郡河原町

鳥取県果樹試験場北条試験地

東伯郡北条町

第一百二十条第一項中「及び分場」を「分場及び試験地」に改め、同條に次の二項を加える。

3 試験地の名称及び位置は、次とおりとする。

名 称	位 置
鳥取県野菜試験場日南試験地	日野郡日南町

第一百三十四条中「鳥取県家畜保健衛生所条例（昭和二十五年八月鳥取県条例第三十六号）」を「鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第九号）」に改める。

第一百三十五条の二を次のように改める。

(内部組織)

第一百三十五条の二 家畜保健衛生所に衛生指導係及び防疫係を置く。

第一百五十六条第一項の表の鳥取県鳥取土木出張所の項中

河川係・港湾係・砂防係	建 築 課	工務第二課	工務第二課
を		河川係・砂防係	

に改め、同条第二項総務課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 住宅金融公庫委託業務に関する事（鳥取土木出張所、郡家土木出

張所、米子土木出張所及び根雨土木出張所を除く。）。

第一百五十六条第二項建築課の項第一号を次のように改める。

一 建築及び住宅行政に関する事（鳥取土木出張所にあつては郡家土木出張所の管轄区域内に係るもの）を含む。以下建築課の項において同じ。）。

管轄区域内に係るもの）を除く。）を加える。

第二百五十六条第二項建築課の項第三号及び第五号中「関すること」の下

に「（鳥取土木出張所を除く。）」を加える。

(附 則)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

2 鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

園芸課 農園	農園	農園	農園	農園
農園	農園	農園	農園	農園
農園	農園	農園	農園	農園
農園	農園	農園	農園	農園
農園	農園	農園	農園	農園

川課 河 湾課 港

に改める。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十七号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「科長」の下に「・試験地長」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十八号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、

第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。
別表第二土木出張所長の項第二十七号中(三)及び四を削り、(四)を(三)とし、同号に四として次のように加える。

四 第五十六条の四第一項の規定による工事その他の行為の中止の命令等のうちこの号の(一)により許可したものに係る工事その他の行為の中止の命令等

の中止の命令等

別表第二土木出張所長の項第三十一号中「鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除き」を「郡家土木出張所の管轄区域内に係るのは、鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものと」に、「以下第三十二号から」を「次号から」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十一の二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第

百三十一条の二第二項の規定による計画道路を前面道路とみなす建築物の認定（倉吉土木出張所の管轄区域内に係るものと除く。）

別表第二土木出張所長の項第三十二号に(三)及び四として次のように加え

る。

(三) 住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する産業労働者住宅資金融

通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査

(四) 住宅金融公庫法第十七条第十項に規定する施設建築物等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査

別表第二土木出張所長の項第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 住宅金融公庫法第二十三条第八項の規定により公庫から委託を受けた雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第三項に規定する労働者住宅又は勤労者財産形成促進法（昭和四十

六年法律第九十二号) 第九条第一項に規定する分譲住宅を設置するための資金の貸付けに係る工事の審査

又は特別県営住宅」に改める。

別表第二米子土木出張所長の項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とする。

別表第二土木出張所長の項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和四

十三年三月鳥取県条例第五号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による特別県営住宅の入居者の公募

(二) 第八条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

イ 第七条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定

ロ 第八条第一項の規定による特別県営住宅の入居補欠者の決定

ハ 第九条第一項の規定による期日の指定、連帯保証人の適否の認定及び連帯保証人の省略の事情の認定

ニ 第九条第二項の規定による特別県営住宅の入居の取消し

ホ 第九条第三項の規定による入居可能日の通知

ヘ 第十四条第二項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示

ト 第十六条第二項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理

チ 第十七条第三項の規定による親族以外の者の同居等の承認

リ 第十八条第一項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の承認

ヌ 第二十三条の規定による特別県営住宅の検査

別表第二土木出張所長の項第三十四号中「鳥取県営住宅」を「県営住宅

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

附 則